

平成23年度 社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会事業計画

《重点目標》

1. 社協基盤の強化及び安定的財政運営
2. 地域福祉活動の推進強化及び地区社協の支援強化
3. 新規受託事業の円滑な運営
4. 介護サービス事業の効率的運営と質の高いサービスの提供

法人経営部門

- ①理事会・評議員会等の開催
- ②役員、評議員の研修（改選期のため実施）
- ③財務管理（積立金管理規程の整備等）
- ④職員の教育強化や研修、能力開発等の人事管理
（PCソフト習熟研修、メンタルヘルス研修、交通安全研修）
- ⑤情報機器システムの管理
- ⑥福祉人材育成のための実習生受け入れ
- ⑦本所、支所間の緊密な連携
- ⑧所轄庁への届出や対外的な法的対応業務
- ⑨関係機関・団体との連絡調整

地域福祉活動推進部門

1. ボランティア活動・福祉教育

- ①ボランティアセンター運営事業[新規]
 - I) ボランティアに関する相談・登録・斡旋
 - II) ボランティア発掘・育成
 - ・ボランティア入門講座
 - ・災害救援ボランティア養成講座〔校区単位、または小地域で開催〕
 - III) ボランティア団体の支援及び連絡調整
 - IV) ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
 - V) ボランティアコーディネーターの配置
 - VI) ボランティア活動保険への加入促進
- ②障がい者問題啓発セミナー
（すべての人の完全参加と平等について、理解と認識を深めていくために）
- ③新入学児福祉啓発下敷き配布事業
（赤い羽根広報用の下敷きを新入学1年生全員に贈り、啓発活動を行う）

④市民福祉講座の開催

(市民に関心の高い時事福祉問題や暮らしに役立つテーマについての学習の場)

⑤児童遊園遊具補修助成事業

(子どもの事故防止のため、地域の児童遊園遊具の補修助成を行う)

2. 調査・広報・普及

①社協だよりの発行／年6回

②ホームページの運営・管理 [http://www.yanagawa-shakyo.or.jp/]

(インターネットを通じて社協情報や福祉情報などを配信し、幅広い年齢層への理解と啓蒙を図る)

③市民福祉座談会の実施

(社協事業や財源に対する理解を促し、市民の福祉課題に向き合う場として実施する)

④各種基礎調査

⑤社会福祉大会の開催／三橋地区で、10月15日開催予定

(社協活動への理解を深め、地域福祉活動を推進するための会費・共同募金・寄附金への認識を高めてもらうことを目的に行う)

⑥児童福祉月間ポスターによる啓発

⑦老人福祉月間ポスターによる啓発

⑧福祉啓発機器等貸与事業

(地域福祉活動の啓発・促進を図るために視聴覚機器を貸与する)

⑨高齢者疑似体験用具貸与事業

(高齢者の身体的機能を疑似的に体験し、学習するために実施する)

⑩広報DVD作成

(社協活動に対する理解促進を図るため、活動記録DVDを作成し、団体の会合等に活用する)

⑪共同募金運動への協力

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

①個別地区社協支援 [柳川地区、三橋地区、大和地区]

②地区社協代表者連絡会議 [全体会・年2回]

③地区社協代表者連絡会議 [3地区部会・年2回]

④よりあい活動支援室内遊具貸与事業

(小地域のよりあい活動へ、介護予防のための室内遊具を貸与する)

4. 当事者及び当事者団体支援

①各福祉団体活動の支援

②住環境改善機材貸与事業

(高齢者や障がい者の生活環境の改善や公共のためのボランティア活動を支援するために作業用機材の貸与を行う)

- ③子育て支援セミナー
(育児に不安を抱える家庭をサポートし、安心な子育てを応援するために実施)
- ④歳末たすけあい事業支援
- ⑤被災者支援事業
(火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給する)
- ⑥物故者への敬供事業
(物故者の霊前に灯籠と弔意を贈り、生前の労に感謝する)

市民福祉サービス部門

1. 生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図る。

○資金種類 (総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金)

2. 臨時特例つなぎ資金貸付事業

解雇や雇止め等により住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対し、失業給付等公的給付制度受給までの間の生活費を貸付けることにより、生活の安定を図る。

3. 日常生活自立支援事業

基幹的社協(久留米市社協)との連携のもと、生活支援員を配置し、認知症、知的障害、精神障害がある方等で判断能力が不十分なため日常生活でお困りの方へ、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行う。

4. 総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口や心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行う。

①日常的な総合相談窓口

②心配ごと相談

○毎週木曜日 10:00~15:00 柳川総合保健福祉センター

5. 福祉用具貸与事業

在宅の寝たきり者や障害児者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行う。

①電動ベッド ②車イス ③歩行器 ④松葉杖 ⑤乳児用ベッド

6. ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図る。

7. 福祉バス事業（市受託事業）

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のための福祉バスの運行。

8. 福祉巡回バス事業（市受託事業）

交通手段を持たない住民の方の社会参加を促進するための福祉巡回バスの運行に関する一部業務。

9. 大和・三橋老人福祉センターの管理運営（市受託事業）

市が設置する大和・三橋老人福祉センターの管理運営。

10. 柳城児童館の管理運営（市受託事業）

市が設置する柳城児童館の管理運営。

11. ファミリーサポートセンターの管理運営（市受託事業）[新規]

子育てをする人の仕事と育児の両立と、安心して働くことができる環境づくりのため、児童の預かり等を実施し、援助を受ける人と援助を提供する人の連絡、調整を行う。

在宅福祉サービス部門

1. 介護保険事業

要介護状態にある高齢者に対し、利用者との契約によりケアプランに基づき適正なサービスを提供する。

- ①訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護事業
- ③居宅介護支援事業（ケアマネジメント）

2. 予防給付事業

要支援状態にある高齢者に対し利用者との契約により、ケアプランに基づき利用者とサービス目標を共有し、自立の可能性を最大限に引き出す適正なサービスを提供する。

- ①介護予防訪問介護事業
- ②介護予防訪問入浴介護事業
- ③介護予防支援事業（地域包括支援センターからの受託事業）

3. 障害福祉サービス事業

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障害の方に対し、利用者との契約により、自立生活及び社会参加を図るために適正なサービスを提供する。

○身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

4. 地域生活支援事業（市受託事業）

①移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行う。

②相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、各関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

③入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。

5. 生活管理指導員派遣事業（市受託事業）

介護保険非該当者で、一人暮らしなどの理由で家事援助が必要な方に対して、ホームヘルパーを派遣して、簡単な家事等の日常生活に対する指導・援助を行う。

6. 高齢者生きがい活動支援通所事業（市受託事業）

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る。

7. 母子家庭等日常生活支援員派遣事業（市受託事業）

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行う。

8. エンゼルサポーター派遣事業（市受託事業）

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う。